

熊本県の公立学校における
働き方改革推進プラン検証報告書
【令和4年度（2022年度）対象】

令和5年（2023年）8月

熊本県教育委員会

【 目 次 】

I	「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン」の概要	・ ・ ・	1
II	県立学校における評価指標の達成状況	・ ・ ・	2
III	本県の公立学校における時間外在校等時間の状況	・ ・ ・	3
	1 県立学校の時間外在校等時間の状況	・ ・ ・	3
	2 市町村立学校の時間外在校等時間の状況	・ ・ ・	5
IV	令和4年度の実施状況等	・ ・ ・	7
	1 働き方改革推進プロジェクトチームにおける実施の推進	・ ・ ・	7
	2 主な実施の状況	・ ・ ・	11
	3 県立学校における実施状況	・ ・ ・	18
V	今後の展開	・ ・ ・	19

I 「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン」の概要

1 目 的

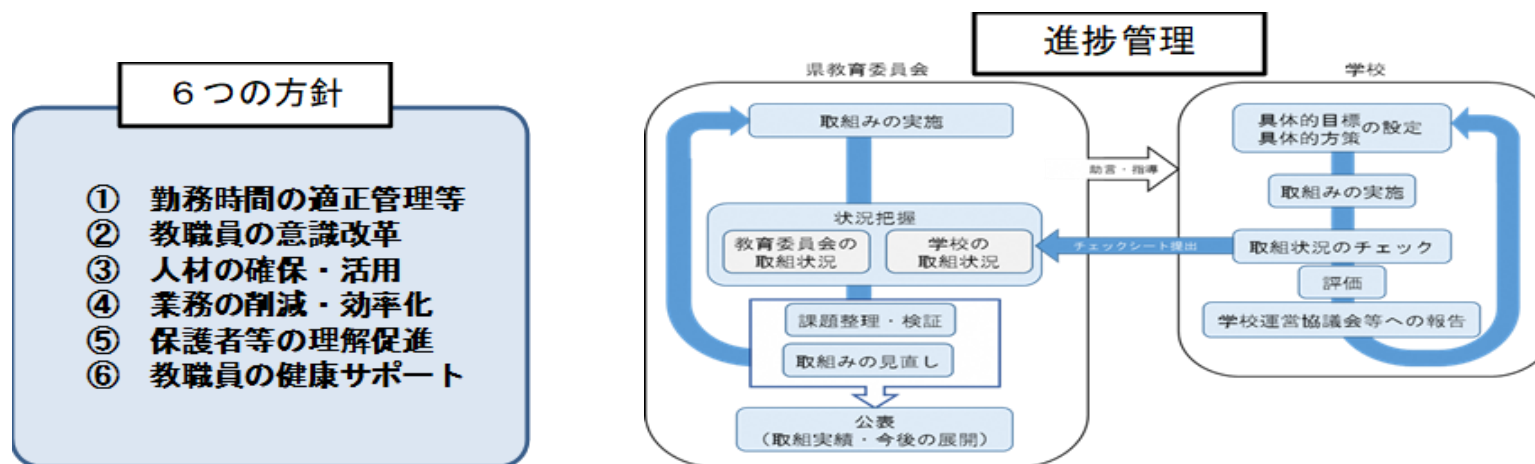
熊本県教育委員会では、県教育委員会、市町村教育委員会、学校、教職員と、保護者、地域が一体となって学校の働き方改革に取り組み、「教職員が心身ともに健康でワーク・ライフ・バランスを実現しながら、子供たちと向き合う時間を確保し、やりがいを持って効果的な教育活動を持続的に行うことができる環境の実現」を目的として、令和2年8月に、「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン（以下、「プラン」という。）を策定しました。プランの期間は、令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの4年間です。

2 方針及び進捗管理

目的を達成するため、6つの方針を定め、教職員の労働時間の削減を図り、教職員が本来の業務に一層専念できる環境を整えます。

学校は、学校評価の評価項目にそれぞれの現状に合わせた具体的な目標と具体的方策を設定し、全職員の共通理解を図り、アイデアを出しながら取組みを進めます。取組み後はチェックシートによるセルフチェックを行い、チェックシートを教育委員会に提出します。また、評価を実施し、その結果を第三者である学校運営協議会、PTA総会等に報告します。

県教育委員会は、6つの方針に沿って取組みを実施します。教育委員会と学校の実績及び課題を整理・検証し、今後の展開と併せて公表します。



Ⅱ 県立学校における評価指標の達成状況

働き方改革推進プランで設定している全13の指標のうち、令和4年度の実績で改善した指標は、10指標となりました。

時間外在校等時間については、月45時間以内の教職員の割合は、前年度から横ばいとなったものの、年360時間以内の教職員の割合は、前年度から増加し改善しました。

教職員の意識改革に係る取組みについては、昨年度に引き続き、全ての県立学校で、4日以上学校閉庁日の設定や学校評価への働き方改革等に関する項目の設定がされました。

ノー残業デーを設定した学校の割合は、前年度から増加したものの、約20%の学校で未設定であるため、未設定の学校に対して、令和5年度中に各学校の状況に応じて設定されるよう周知徹底を図っていきます。

ボランティアや部活動指導員などの地域人材を活用した学校の割合は前年度から増加したものの、プラン策定時から横ばいとなっているため、地域学校協働活動の周知啓発や部活動指導員の配置拡充などの取組みを強化していきます。

業務削減・効率化の取組みについては、特別支援学校における教務支援システムの整備が完了し、全ての県立学校及び特別支援学校で活用が開始されるなど、各項目で前年度から数値が向上しました。また、保護者等の理解促進の取組みについても、全ての学校において、学校運営協議会を活用し、働き方改革の取組状況を報告するなど、各項目で前年度から数値が向上しました。

これらの取組みについては、令和5年度中に全項目で目標を達成できるよう未実施の学校に対して周知徹底を図っていきます。

ストレスチェックにおける健康リスク（総合）値については、前年度から横ばいとなりました。

引き続き、管理職を対象とした会議や研修を活用して、労働安全衛生管理の必要性等について周知徹底を図っていきます。

【 評価指標の達成状況 】

★印は、令和4年度末時点で目標を達成した指標

方針	項目	プラン策定時 (R2.8)	県立学校の 指標	R4年度実績	策定時比	(参考) R3年度実績
(1)勤務時間の 適正管理等	月の時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合	63.6% (R1年度)	100%に向け 前年度より 増加	75.9% (R4年度)	※1 →	74.8% (R3年度)
	年の時間外在校等時間が360時間以内の教職員の割合	45.6% (R1年度)	100%に向け 前年度より 増加	54.7% (R4年度)	※1 →	50.6% (R3年度)
(2)教職員の 意識改革	教職員1人当たり年次有給休暇の平均取得日数	11.6日 (H30年)	15.0日/年	12.1日 (R3年)	→	11.6日 (R2年)
	学校閉庁日を4日以上に設定している学校の割合	26.9% (4日以上：R2 年3月)	100%	100.0%★ (R5年3月)	→	100.0% (R4年3月)
	ノー残業デーを設定した学校の割合	67.9% (H31年3月)	100%	79.5% (R5年3月)	→	75.9% (R4年3月)
	学校評価の評価項目に業務改善や働き方に関する項目を設定した学校の割合	80.2% (H31年3月)	100%	100.0%★ (R5年3月)	→	100.0% (R4年3月)
(3)人材の確保・ 活用	ボランティアなど活用した学校の割合 (部活動指導員や外部指導者の活用含む)	71.6% (H31年3月)	100%	71.1% (R5年3月)	→	69.9% (R4年3月)
(4)業務の削減・ 効率化	教務支援システム（児童生徒の出欠・成績管理等）の活用をしている学校の割合	80.2% (H31年3月)	100%	100.0%★ (R5年3月)	→	80.2% (R4年3月)
	留守番電話やメールなどによる時間外対応を行っている学校の割合	84.0% (H31年3月)	100%	93.4% (R5年3月)	→	91.6% (R4年3月)
	部活動指針・部活動方針に沿った活動時間や休業日を確保している学校の割合	70.4% (H31年3月)	100%	95.9% (R5年3月)	→	90.2% (R4年3月)
(5)保護者等の 理解促進	保護者へ学校情報の積極的な提供を行っている学校の割合	84.0% (H31年3月)	100%	98.8% (R5年3月)	→	91.6% (R4年3月)
	学校運営協議会やPTA総会等における働き方改革取組状況の報告を行っている学校の割合	92.7% (R3年3月)	100%	100.0%★ (R5年3月)	→	100.0% (R4年3月)
(6)教職員の 健康サポート	ストレスチェックにおける健康リスク（総合）値※2	101.2 (R1年5月)	前年より 減少	98.5 (R4年7月)	※1 →	98.1 (R3年7月)

※1設定した指標に合わせ、前年度の数値と比較した項目

※2心理的ストレス反応や検査の異常値、病気の発生などの健康問題の危険度

Ⅲ 本県の公立学校における時間外在校等時間の状況等

1 県立学校の時間外在校等時間の状況

(1) 時間外在校等時間の推移

県立学校全体では、月45時間超であった教職員の割合は24.1%と、前年度と比較して1.1ポイント減少し改善しましたが、月80時間超は5.1%となり、前年度から横ばいとなりました。

また、年間360時間以内であった教職員の割合も54.7%と、前年度から4.1ポイント増加し、改善されました。

県立学校（全体）の時間外在校等時間の推移（右下図）をみると、年360時間であった教職員全体の割合は、プラン策定時（令和元年度の実績）と比べて、9.1ポイント増加し、改善しています。

月45時間超の教職員の割合に係る月別の推移（左下図）をみると、各月ともプラン策定時（令和元年度の実績）から減少傾向にありますが、令和3年度と比べて、増加した月もありました。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら、子供たちの学びの継続のため、各学校において教育活動を活発化したことが一因と考えられます。

【 県立学校の時間外在校等時間 】

【全体】 県立学校

単位：％、PT

	月45時間以内	月45時間超		年360時間以内
		(増減)	うち月80時間超	(増減)
令和元年度	63.6%	-	8.7%	45.6%
令和2年度	71.9% (8.3)	-	6.1% (▲2.6)	50.8% (5.2)
令和3年度	74.8% (2.9)	25.2% (▲2.9)	5.0% (▲1.1)	50.6% (▲0.2)
令和4年度	75.9% (1.1)	24.1% (▲1.1)	5.1% (0.1)	54.7% (4.1)

① 県立高校（中学校含む）

単位：％、PT

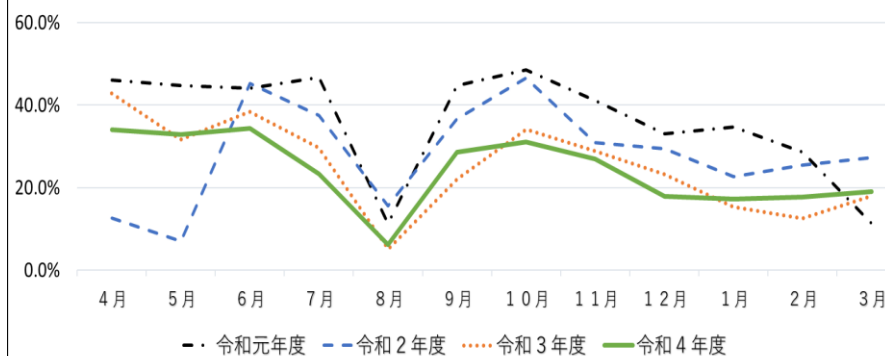
	月45時間以内	月45時間超		年360時間以内
		(増減)	うち月80時間超	(増減)
令和元年度	56.7%	-	11.4%	34.6%
令和2年度	65.5% (8.8)	-	8.2% (▲3.2)	41.8% (7.2)
令和3年度	69.2% (3.7)	30.8% (▲3.6)	6.6% (▲1.6)	43.2% (1.4)
令和4年度	71.0% (1.8)	29.0% (▲1.8)	6.8% (0.2)	47.9% (4.7)

② 県立特別支援学校

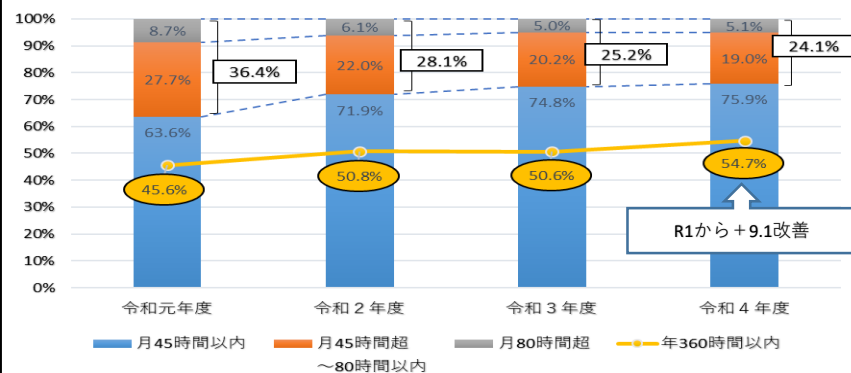
単位：％、PT

	月45時間以内	月45時間超		年360時間以内
		(増減)	うち月80時間超	(増減)
令和元年度	81.4%	-	1.6%	72.0%
令和2年度	86.9% (5.5)	-	1.2% (▲0.4)	71.6% (▲0.4)
令和3年度	87.8% (0.9)	12.2% (▲0.9)	0.9% (▲0.3)	67.8% (▲3.8)
令和4年度	87.5% (▲0.3)	12.5% (0.3)	0.9% (0.0)	70.1% (2.3)

【県立学校全体】月45時間超の教職員の割合（R1～R4 月別の推移）



県立学校（全体）の時間外在校等時間の推移（R1～R4）



※ 上記の割合は時間外在校等時間の毎月の合計を、延べ人数で除して算出。休憩、自己研鑽等の公務外の時間を除くが、課外、模試、検定等の時間は含む。

(2) 時間外在校等時間の内訳

令和4年度の県立学校の時間外在校等時間において、平均時間数が長かった業務（校種ごと）は、次のとおりです。

- ・ 県立高校 . . . 校務分掌等、部活動指導
- ・ 県立特別支援学校 . . . 学年・担任業務等
- ・ 県立中学校 . . . 学年・担任業務等、部活動指導
- ・ 県立定時制高校 . . . 校務分掌等

1月の一人当たりの時間外在校等時間が最も長いのは、県立中学校で、県立高校、県立特別支援学校、県立定時制高校の順に短くなっています。

特に、県立中学校では、校務分掌等や部活動指導に係る時間が増加したため、一人当たり時間外在校等時間が45.6時間と、4.2時間増加しました。

時間外在校等時間における各業務が占める割合（右下図）を見ると、部活動に費やす時間の割合が、県立学校では約26%、県立中学校では、約30%を占めています。

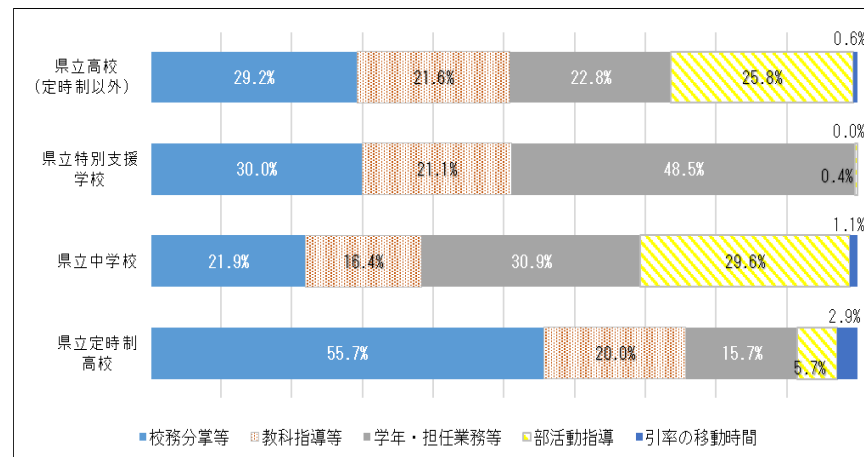
県立特別支援学校及び県立定時制高校については、高校及び中学校に比べると、学校における部活動の数が少ないため、内訳としては、その他の項目に費やす時間の割合が多くなっています。

【 県立学校の時間外在校等時間 】

単位 h

校種	年度	一人当たり時間外在校等時間(月平均)						課外・模試・検定等
		合計	校務分掌等	教科指導等	学年・担任業務等	部活動指導	引率の移動時間	
県立高校 (定時制以外)	令和3年度	35.3	9.8	7.9	8.6	8.8	0.2	3.9
	令和4年度	35.6	10.4	7.7	8.1	9.2	0.2	3.3
県立特別支援学校	令和3年度	24.6	6.9	6	11.6	0.1	0.0	1.1
	令和4年度	23.7	7.1	5	11.5	0.1	0.0	1.0
県立中学校	令和3年度	41.4	8.2	8	14.1	10.8	0.3	0.7
	令和4年度	45.6	10	7.5	14.1	13.5	0.5	0.5
県立定時制高校	令和3年度	7.0	3.9	1.7	1	0.3	0.1	1.3
	令和4年度	7.0	3.9	1.4	1.1	0.4	0.2	1.4

【 時間外在校等時間における各業務が占める割合 】



2 市町村立学校の時間外在校等時間の状況

(1) 時間外在校等時間の推移

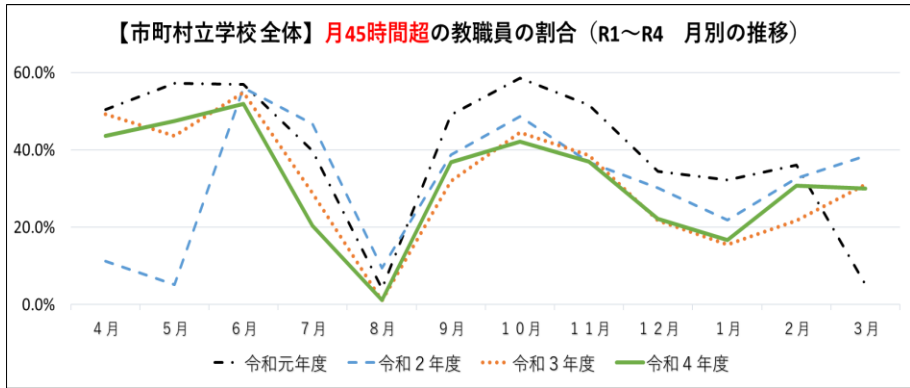
市町村立学校については、市町村教育委員会が教育職員の服務監督権者として各地域の実情を踏まえながら、時間外在校等時間上限等に関する規則や計画策定等、各種取組みを推進しています。

市町村立学校全体（熊本市を除く）では、月45時間超の教職員の割合は31.7%となり、前年度と比較して0.7ポイント減少し、改善されました。

一方、月80時間超であった教職員の割合は3.9%となり、前年度から横ばいとなりました。

なお、令和元年度からの時間外在校等時間の推移（右下図）をみると、令和4年度の月45時間超であった教職員全体の割合は、プラン策定時の数値（令和元年度の実績）と比べて、8.0ポイント減少し、改善しました。

月45時間超の教職員の割合に係る月別の推移（左下図）をみると、各月ともプラン策定時（令和元年度の実績）から減少傾向にありますが、県立学校と同様に、前年度と比べて、増加した月がありました。



【市町村立学校の時間外在校等時間】

【全体】市町村立学校 単位：％、PT

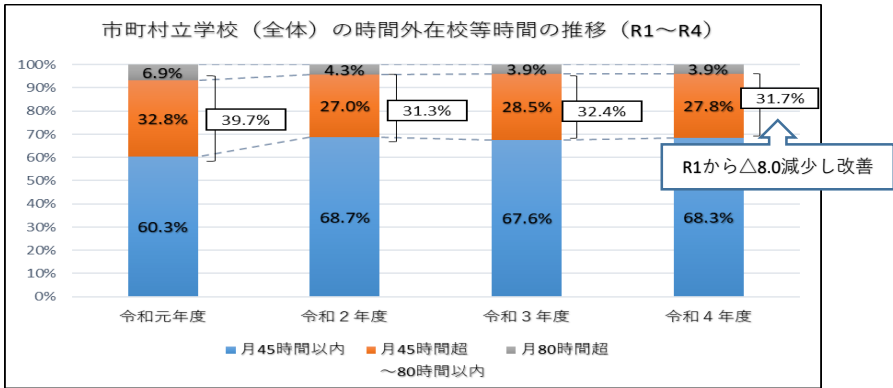
	月45時間以内	月45時間超	
			うち月80時間超
	(増減)	(増減)	(増減)
令和元年度	60.3% -	39.7% -	6.9% -
令和2年度	68.7% (8.4)	31.3% (▲8.4)	4.3% (▲2.6)
令和3年度	67.6% (▲1.1)	32.4% (1.1)	3.9% (▲0.4)
令和4年度	68.3% (0.7)	31.7% (▲0.7)	3.9% (0.0)

①市町村立小学校 単位：％、PT

	月45時間以内	月45時間超	
			うち月80時間超
	(増減)	(増減)	(増減)
令和元年度	64.9% -	35.1% -	3.3% -
令和2年度	73.2% (8.3)	26.8% (▲8.3)	2.2% (▲1.1)
令和3年度	71.9% (▲1.3)	28.1% (1.3)	1.6% (▲0.6)
令和4年度	73.3% (1.4)	26.7% (▲1.4)	1.7% (0.1)

②市町村立中学校 単位：％、PT

	月45時間以内	月45時間超	
			うち月80時間超
	(増減)	(増減)	(増減)
令和元年度	51.7% -	48.3% -	13.8% -
令和2年度	60.1% (8.4)	39.9% (▲8.4)	8.3% (▲5.5)
令和3年度	59.4% (▲0.7)	40.6% (0.7)	8.0% (▲0.3)
令和4年度	59.1% (▲0.3)	40.9% (0.3)	7.9% (▲0.1)



※上記の割合は時間外在校等時間の毎月の合計を、延べ人数で除して算出。休憩、自己研鑽等の校務外の時間を除くが、課外、模試、検定等の時間は含む

（２）時間外在校等時間の内訳

令和４年度の時間外在校等時間が月８０時間超の教職員が時間外在校等時間に行っていると回答した主な業務のうち、割合が高い業務（校種ごと）は、次のとおりです。

- ・小学校・・・教材研究等、校務分掌
- ・中学校・・・部活動、教材研究等

また、諸調査等の事務処理を行っていると回答した教職員の割合が４５．２％、中学校で３８．６％となり、前年度から大きく増加しました。

さらに、中学校では校務分掌を行っていると回答した教職員の割合についても、５９．６％と、前年度から大きく増加しました。

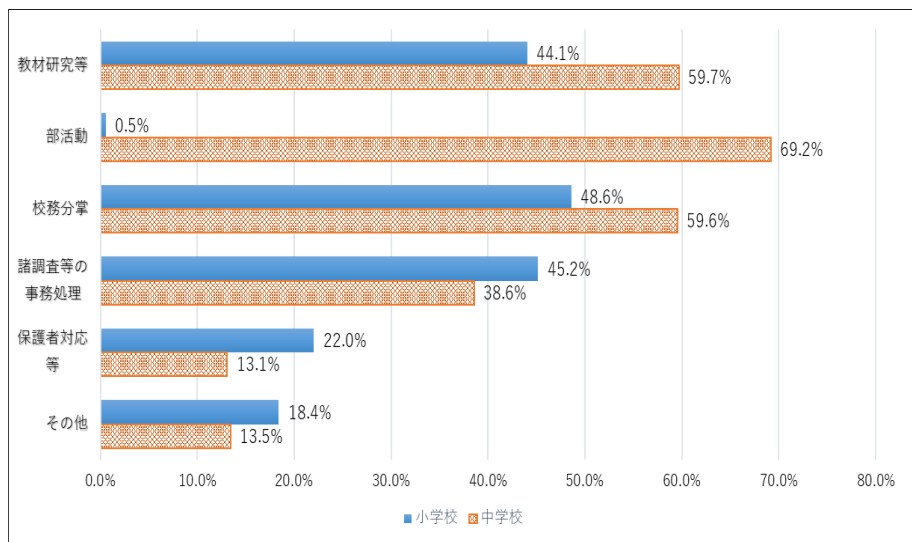
これは、市町村立学校においても、それまで新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、縮小されていた学校活動が、日常化に向けて、徐々に活発化したことが一因と考えられます。

そのほか、小学校においては、部活動の地域移行が進んでいるため、部活動に係る時間外在校等時間の割合が少なくなっています。

【 時間外在校等時間が月８０時間超の教職員の主な業務（複数回答） 】

単位 %

校種	年度	教材研究等	部活動	校務分掌	諸調査等の事務処理	保護者対応等	その他
小学校	令和３年度	62.0	1.4	48.6	36.1	22.5	18.1
	令和４年度	44.1	0.5	48.6	45.2	22.0	18.4
中学校	令和３年度	63.3	68.6	49.0	25.9	17.0	12.5
	令和４年度	59.7	69.2	59.6	38.6	13.1	13.5



IV 令和4年度の取組状況等

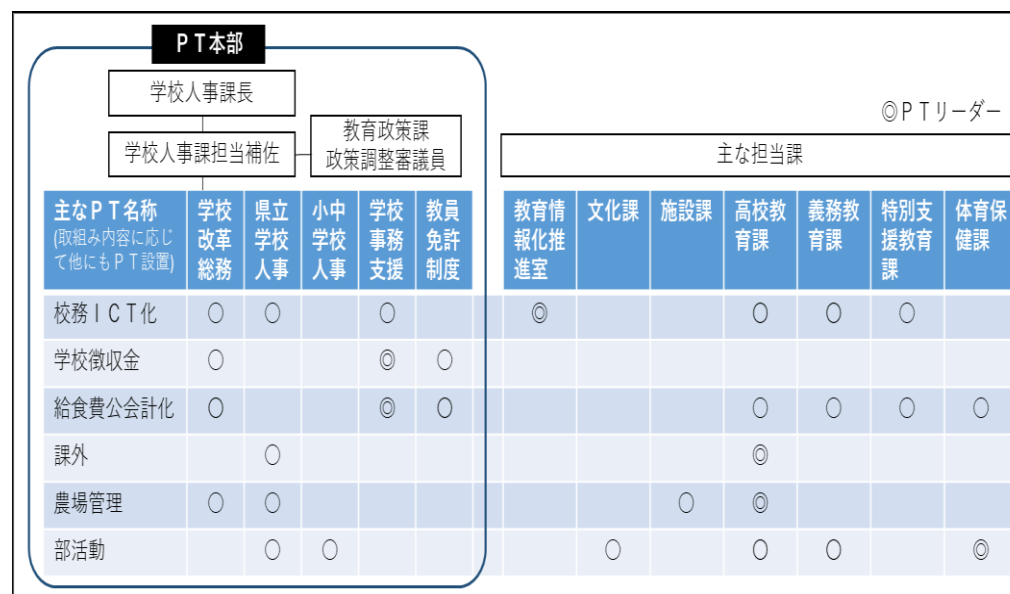
1 働き方改革推進プロジェクトチームにおける取組みの推進

県教育委員会では、プランの中で、学校現場での負担が大きい6つの項目（重点取組6項目）に係る取組みを庁内横断的・重点的に推進するため、令和3年度に設置した「働き方改革推進プロジェクトチーム（以下、「PT」という。）」において、目標達成に向けた取組みを進めました。

【 6つのPTにおける主な取組項目 】

PT名	主な取組項目
校務ICT化	○学校・保護者間のDXの推進 ○校務支援システム等の改修等 ○文書事務の簡素化・効率化
学校徴収金	○学校徴収金事務の効率化 (学校徴収金システムの導入、業務移行に伴う環境整備等)
給食費公会計化	○県立学校における給食費公会計化の実現 ○市町村立学校における給食費公会計化の推進
課外	○早朝課外にたよらない個別最適な学びの実現 (早朝課外の在り方の見直し、一人一台端末の活用)
農場管理	○教育課程（新学習指導要領）及び生徒数等に則した農場管理の推進 (農場規模、農場ICT化、農場日直)
部活動	○学校における部活動改革の推進 ○学校体育・文化関係団体との連携

【 PTの実施体制 】



各PTにおける令和4年度の主な取組状況と今後の取組みの方向性は、次のとおりです。

① 校務ＩＣＴ化ＰＴ

	主な取組	今後の取組（方向性）
学校・保護者間のＤＸの推進	・学校と保護者間の連絡のデジタル化について、全県立中学・高校で保護者向けgoogleアカウントを利用した学校・保護者間の連絡（成績表等を含む）のデジタル化の試行を行った。	・これまでの試行等を踏まえて、令和５年度中に、教務支援システムと連動するアプリを導入し、全県立中学・高校において、学校と保護者間の連絡のデジタル化を実現する。
校務支援システムの見直し	・生徒の成績や保健の管理を行う教務支援システムについて、県立高校では、学習指導要領改訂に沿ったシステムの本格運用を開始した。 ・特別支援学校の教務支援システムについては、令和５年度からの本格運用に向け、システム構築を完了し、試験運用を行った。 ・教員の服務管理等を行う校務支援システムについて、知事部局が今後実施するシステム改修との連携上の課題等を関係課と協議し、新たな校務支援システムの方向性（素案）を整理した。	・教務支援システムについて、全県立高校及び特別支援学校において本格運用を行い、運用状況を踏まえながら、各校のフォローアップを行っていく。 ・新たな校務支援システムについて、令和８年頃までの導入を目途に、引き続き知事部局のシステム改修と連携しながら検討を進めていく。
文書事務の簡素化・効率化	・県立学校における文書の受け付けやデータの保存、担当者等へのメール転送等を自動化するＲＰＡ（※）の導入に向けて、モデル校での試行を行った。 （※）ＲＰＡ（ロボティック・プロセス・オートメーション）＝ソフトウェア導入による定型作業の自動化	・モデル校での試行等を踏まえて、全県立学校において、令和５年度中にＲＰＡを導入し、行政文書の受付等の自動化による行政文書のペーパーレス化、業務の効率化・負担軽減を実現する。
デジタル採点・分析の導入【追加】	・県立学校において、モデル校でのデジタル採点・分析ソフトの試行導入を行い、採点時間の削減効果、採点データの詳細な分析に基づく個に応じた指導、授業改善効果等の検証を行った。	・令和５年度に、モデル校を拡大し、複数のソフトでの試行・検証を実施して、令和６年度以降の全県立中学・高校への最適なデジタル採点・分析ソフトの導入を検討する。

② 学校徴収金ＰＴ

	主な取組	今後の取組（方向性）
学校徴収金事務の効率化	・県立学校における令和５年度からの学校徴収金システムの本格運用に向けて、マニュアル作成等を行い、モデル校での試行運用を行った。 ・モデル校以外の県立学校においてもデモシステムを導入し、操作訓練や操作研修会（６回）を実施するなど、事務職員等への業務移行を円滑に行うための環境整備を図った。	・令和５年４月から、全県立学校において学校徴収金システムの本格運用を開始し、学校徴収金に係る業務を教員から事務職員等へ移行している。 ・引き続き、事務処理方法の見直しなどに取り組み、事務室の負担軽減を推進していく。

③ 給食費公会計化 P T

	主な取組	今後の取組（方向性）
給食費公会計化の実現	・令和5年度からの県立学校（特別支援19校、定時制2校）の給食費公会計化に向け、給食費規則等の制定やマニュアル作成を行った。 ・これまで各学校で行われていた食材調達業務を効率化するため、給食業務を民間委託へ移行するとともに、県教育委員会で一括して食材調達を行うよう見直した。 ・市町村教育委員会に対して、県内の先行事例等や新たに作成したQ&Aを提供するなど、公会計化の導入に向けた支援を行った。	・県立学校については、令和5年4月から、給食費の公会計化を導入している。運用状況を踏まえながら、引き続き適切な事務処理を行うため、関係校のフォローアップを行っていく。 ・市町村立学校については、国における学校給食費の無償化の議論を踏まえつつ、引き続き、公会計化に向けた実践事例について情報提供するなど、導入に向けた支援を行っていく。

④ 課外 P T

	主な取組	今後の取組（方向性）
早朝課外に頼らない個別最適な学びの実現	・各県立学校に対して、学校訪問等で一人一台端末の活用方法や授業改善、家庭学習の充実に向けた指導・助言を行い、一人一台端末を用いた学習支援ツール等の活用を推進し、教員の負担軽減や生徒の主体的な学習を促した。 ・各県立学校においては、令和5年度以降の早朝課外の廃止について、生徒及び保護者等に周知したほか、早朝課外廃止後の新たな学びの方向性について、PTAと協議のうえ決定した。	・引き続き、各学校の状況等を把握しながら、授業改善と家庭学習の充実を図る。 ・一人一台端末や学習支援ツール等を活用した、個別最適な学びの実現に向けたより効果的な指導方法の構築や、個別指導に係る時間の確保のため、日課や教育課程の改善を推進していく。

⑤ 農場管理 P T

	主な取組	今後の取組（方向性）
教育課程及び生徒数に則した農場管理の推進	・農場の適正規模について、農地の売却に係る手続きを整理するとともに、売却可能な農地の評価に着手した。 ・スマート農業・ICT化への対応を進める方向性を関係課で確認し、改修費用の積算を行うなど具体化に向けた整理を進めた。 ・土日祝日の日直業務に係る外部委託に向けて、学校訪問等により実施上の課題等を整理し、令和5年度の委託に係る予算を確保した。	・農場の適正規模化に向けて、引き続き、学校の状況を随時把握しながら、売却可能な農地の選定及び売却手続きを進めていく。 ・温室のビニールハウス化については、積算をおこなったところ費用対効果の面で課題が生じた。今後、令和5年度に農場への整備を計画しているネットワークを活用した農場管理のICT化について検討していく。 ・土日祝日の日直業務に係る外部委託実施校の状況等を踏まえながら、休日や平日の日直業務の負担軽減のあり方について、引き続き検討していく。

⑥ 部活動 P T

	主な取組	今後の取組（方向性）
学校における部活動改革の推進	・ 中学校については、休日の部活動の段階的な移行に向けて、外部有識者や関係団体等で構成する準備委員会で協議し、「県公立中学校における運動部活動地域移行推進計画」を策定した。 ・ また、市町村教育委員会等に対して、県の実践研究の結果や国が公表したガイドライン及び県の推進計画等を周知し、地域の実情に応じた地域移行を推進するよう促した。 ・ 県立高校については、教職員の働き方改善を目的に、4月から「持続可能な部活動研究推進校」における実践研究を実施した。 ・ 適正な数の部活動設置数について、指導可能な教職員数の50%以内の数を部活動設置数の目安とし、県立学校に示すとともに、市町村教育委員会に周知した。	・ 中学校の部活動については、「県公立中学校における運動部活動地域移行推進計画」に基づき、R5～R7年度を「改革推進期間」とし休日の部活動の地域移行を段階的に推進していく。 ・ 県教育委員会では、県総括コーディネーターや指導者の確保のための人材バンク等を設置するなど、地域の実情に応じた地域移行が推進されるよう、各市町村や関係団体と連携していく。 ・ 文化部関係では、外部有識者や関係団体等で構成する文化部活動の地域移行推進委員会を設置し、「県公立中学校における文化部活動地域移行推進計画」を策定する。 ・ 「熊本県中学校部活動地域移行推進協議会」を設置し、運動部及び文化部の地域移行について協議していく。 ・ 県立高校の部活動については、部活動設置数の目安に基づく部活動編成の状況を踏まえながら、引き続き取組みを推進していく。
学校体育・文化関係団体との連携	・ 中体連については、令和5年度以降の中体連陸上大会の夏季大会移行に伴う共催大会のあり方等について協議を進めた。 ・ 高体連については、昨年度の協議に基づき、規模を縮小した高校総体開会式を開催や地区大会を統合した県高校新人駅伝の開催が実現した。 ・ 高文連については、令和5年度以降の総文祭について、総合開会式での表彰式の中止、パレードルートの短縮、展示部門の開会式の中止と開始時間の変更について協議を進めた。 ・ 高野連については、原則1日2試合とする方向性に基づく大会の運営が行われた。	・ 令和5年度から中体連陸上大会の夏季大会へ移行が実現したほか、高体連、高文連及び高野連の各種大会においても、工夫した総合開会式や地区大会を統合した大会の開催など、教職員の負担に配慮した大会運営へと見直しが行われた。 ・ 引き続き、各種大会等の運営状況を踏まえながら、学校体育・文化関係団体と連携していく。

2 主な取組みの状況

令和4年度の主な取組み及び今後の取組みの方向性（P Tでの重点取組6項目を除く）については、次のとおりです。

★：プランにおける重点取組

① 勤務時間の適正管理等

	主な取組	今後の取組（方向性）
上限方針の策定	・県立学校については、令和2年6月に策定した「熊本県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」に基づき、校長会等において改めて管理職の役割や、在校等時間の適正把握・管理の徹底について依頼した。 ・市町村立学校については、上限方針が未策定の市町村に対して、県の上限方針及び規則を参考送付したほか、各市町村に方針策定の必要性について改めて通知し、取組みを促した。	・県立学校・市町村立学校について、会議・研修等の機会を捉えて、引き続き、方針の周知徹底を図っていく。 ・特に、方針等を未策定の市町村教育委員会に対して、教育事務所と連携しながら、引き続き、速やかな策定について働きかけていく。
タイムカード等による勤務時間の適正管理の推進及び上限方針周知による教職員の自己管理意識の向上	・県立学校については、管理職等を通じて、職員のＩＣカード等による勤務時間の適正管理について周知するとともに、教職員用チラシを作成し、上限方針を意識したうえで業務の見直しを実施するなど働き方改革の推進について学校へ周知した。 ・市町村立学校については、各市町村教育委員会から、毎月の超過勤務者数等の報告を受けて状況を把握するとともに、会議等の機会を捉えて、ＩＣカード等による勤務時間の客観的把握に努めるよう働きかけた。 - また、各市町村教育委員会に勤務時間の適正管理や働き方改革の趣旨等に係る研修資料を送付し、各学校において研修等を行うよう依頼した。	・県立学校については、引き続き、各職員の正確な時間に基づくＩＣカードの打刻や記録表の入力の徹底について指導しながら、教職員の自己管理の更なる向上を図っていく。 ・市町村立学校については、時間外在校等時間の縮減に向けた取組について、引き続き市町村教育委員会に働きかけを行っていく。

② 教職員の意識改革

	主な取組	今後の取組（方向性）
★学校閉庁日の設定・拡大	・ 県立学校については、4 日以上为学校閉庁日設定について通知し、全ての学校において4 日以上閉庁日が設定された。 ・ 市町村立学校については、閉庁日の設定について市町村教育委員会に対応を依頼し、全ての学校において4 日以上学校閉庁日が設定された。	・ 県立学校・市町村立学校について、引き続き学校閉庁日が設定がされ、教職員が休暇を取得しやすくなるよう周知徹底を図っていく。
★ノー残業デーの設定・拡大	・ 令和3年度の検証結果を踏まえ、県立学校にノー残業デーの設定・拡大について依頼したほか、令和4年度に改訂した業務改善事例集に、ノー残業デーの設定の意義や設定事例を追加し、県立学校や、市町村教育委員会を通じて市町村立学校へ周知した。	・ 県立学校について、未設定の学校に対して、令和5年度中に各学校の状況に応じて設定されるよう周知徹底を図っていく。 ・ 市町村立学校について、引き続き、各学校の設定状況を把握しながら、機会を捉えて働きかけを行っていく。
★部活動休養日の設定・拡大	・ 引き続き、部活動がある全ての公立学校において、週2日（平日1日、週末1日）以上の休養日が設定されている。	・ 県立学校について、令和5年度中に全ての学校で部活動指針・方針に沿った活動時間や休養日を確保するよう学校へ周知徹底を図っていく。 ・ 市町村立学校について、部活動の指針・方針に基づき、週2日以上休養日が確保されるよう実態把握を行いながら、引き続き研修会等の機会を捉えて、周知徹底を図っていく。
★学校評価の評価項目に業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定	・ 県立学校については、引き続き全校において評価項目に業務改善や教職員の働き方に関する項目が設定され、学校行事の精選、日課表の見直し、ICTを活用した業務効率化（職員朝会のオンライン化、掲示板機能を活用した会議の削減、アンケートフォームの活用など）、定時退庁日の徹底等、各校の課題に応じた具体的な取組みが進められている。 ・ 市町村立学校については、評価項目の設定について働きかけを行い、前年度を上回る学校で設定された。（小学校：97%、中学校94%）	・ 県立学校については、引き続き業務改善や働き方改革に関する評価項目を必須項目とし、学校評価の検証を踏まえ、校長面接や校長会等において、引き続き、助言や好事例の発信を行っていく。 ・ 市町村立学校については、引き続き、教育事務所と連携しながら、未設定校に対して評価項目への設定を働きかけていく。

② 教職員の意識改革（つづき）

	主な取組	今後の取組（方向性）
アドバイザーによる働き方点検	・ 県立学校・市町村立学校について、教育現場に詳しい民間コンサルタント等を「働き方改革支援アドバイザー」として学校に派遣し、講話やグループワーク、好事例紹介を通じた教職員の意識改革に取り組み、日課の見直しやICTの効果的な活用、職員室のレイアウト変更など各校の実情に合わせた業務効率化、勤務環境改善等について、具体的な支援を行った。（県立学校4校、市町村立学校5校） ・ 業務改善事例集を改訂し、本事業を活用し具体的な業務改善につなげた取組事例やアドバイザーからのメッセージを追加するなど、各学校への普及を図った。	・ アドバイザーの派遣対象を市町村教育委員会まで拡大するなど、一層の活動推進を図っていく。
好事例集の作成、先進的な取組の普及	・ 事務分担や学校行事の見直し事例などを紹介した「学校現場の業務改善事例集」を改訂し、県立学校・市町村立学校へ周知した。 ※同事例集においては、市町村教育委員会の取組の参考とするため、学校徴収金のシステム導入など県教育委員会の新たな取組み等も掲載した。 ・ テストやお知らせ、会議等での具体的なICT活用による業務効率化に特化した「ICTを活用した働き方改革事例集」を新たに策定し、県立学校・市町村立学校へ周知した。 ・ 県内の全公立学校の教職員や教育委員会職員を対象に、働き方改革の具体的事例などについて隔週でメール配信（KE-news）を行い、意識啓発を行った。	・ 引き続き、好事例の情報発信や業務改善事例集の充実を図りながら、啓発を行っていく。

③ 人材の確保・活用

	主な取組	今後の取組（方向性）
★教職員の配置拡充の検討	・ 県内の公立学校教員に係る加配や、市町村立中学校の学級規模の適正化に向けた35人以下学級のための定数改善について、国へ要望等を行った。 また、市町村立小学校の専科指導に対する加配を行い、教員の持ちコマ数軽減や教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導の一層の充実を図った。 ・ スーパーティーチャーについては、県立学校については、新たに5名任命し、計18名を、市町村立学校については、従来の巡回型に加え、拠点校型を14名新たに任命し、計29名を配置したことにより、教員の指導体制の充実を図った。	・ 教員の加配等について、各学校の要望を踏まえ、引き続き国に要望を行っていく。特に、指導方法工夫改善における加配数の維持について、強く要求を行っていく。また、定年延長を見据えた定員管理計画の策定を進め、人材確保に努めていく。 ・ 県立学校・市町村立学校について、スーパーティーチャーの増員や活動の推進により、教員の指導力向上を図る。
★専門的人材等の活用拡充の検討	・ 県立学校又は市町村立学校について、教員業務支援員、特別支援教育支援員、スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）、部活動指導員、地域学校協働活動推進員などの専門人材等の配置拡充又は継続配置を行い、教員の負担軽減を行った。 ・ 県立学校・市町村立学校について、スクールロイヤーを派遣し、法的側面からのいじめ予防教育、教職員向け研修及び法律相談等を行い、各学校におけるいじめ予防教育の推進や学校が抱える諸課題の解決支援を行った。 ・ ICT支援員を配置（4校に1人配置）し、ICT機器やソフトウェア等に係る授業準備や教材作成支援、教員・生徒への操作支援など、全県立学校への巡回訪問やサポートデスク対応を行ったほか、新たに「GIGAスクール運営支援センター」を設置し、生徒用端末等のサポートを開始した。（市町村立学校については、各市町村教育委員会に対応） ・ 市町村立学校について、学力に課題を抱える学校・地域に対して、学力向上に識見を有する教職員OBを学力向上アドバイザーとして派遣し、授業改善や校内研修の方策について指導助言を行った。 ・ 市町村立学校について、学級経営等に課題がある小中学校等に、学級経営アドバイザーを派遣し、各校の実情に即した改善策の助言等を行った。	・ 引き続き、教員業務支援員をはじめとした専門人材等について、配置拡充を図る等、教員の支援体制の充実を進めていく。 また、スクールロイヤーについて、各学校の活用が進むよう、制度周知を徹底していく。 ・ 引き続き、ICT支援員による巡回訪問及びICTヘルプデスクによるサポート、「GIGAスクール運営支援センター」による生徒用端末等のサポートを実施していく。 ・ 学力向上アドバイザーについては、アドバイザー間で各管内での効果的な取組みを共有するなど、校内研修等における助言・支援の充実を図っていく。 ・ 学級経営等アドバイザーについては、引き続き希望校にアドバイザーを派遣し、学校や学級の教育活動への指導・助言を行っていく。また、派遣の成果をさらに高めるため、教育事務所、市町村教育委員会、学校間で課題等の共有を図ることで、指導・助言の充実につなげていく。

③ 人材の確保・活用（つづき）

	主な取組	今後の取組（方向性）
★ボランティアの活用	・ 県の統括アドバイザーを中心に、市町村に対して、各地域における地域学校協働活動のコーディネートを行う地域学校協働活動推進員等の発掘・確保等に関する指導・助言を行い、全ての市町村で地域学校協働活動推進員等が配置された（R3：98.6%）。 ・ 地域学校協働活動推進員等関係者に対する研修会等を通して、教職員の働き方改革を踏まえた地域学校協働活動として、登下校の安全見守り、クラブ活動講師、読み聞かせ、清掃といったボランティア活動の推進を図った。	・ 幅広い地域住民等が参画したボランティア活動が可能となるよう、研修を充実させるとともに、チラシや動画等を活用するなど地域学校協働活動について周知・啓発を図っていく。
★若手教員のサポート	・ 県立学校については、スーパーティーチャーが他校の授業参観、教科会及びオンライン研修等を通じて、一人一台端末を活用したオンライン授業の展開方法、評価方法等を中心に意見交換を行うなど、教員の指導力向上に向けた助言・指導を行った。 また、取組みのさらなる推進のため、情報交換会を開催しスーパーティーチャー間で取組みを共有するなど、助言・指導の充実を図った。 ・ 市町村立学校については、スーパーティーチャーを公開授業や自校及び他校での助言指導、初任者研修や経験者研修、教科研究会における講師又は助言者として積極的に活用し、教員の指導力向上につなげた。 また、元スーパーティーチャーの再任用教諭を指導力学力向上アドバイザーとして活用し、教員の指導力向上を図った。	・ スーパーティーチャーの増員により配置校以外の活用を推進するとともに、研修会等における好事例紹介や、活動内容の共有を進めることで、教員のさらなる指導力向上につなげていく。

④ 業務の削減・効率化

	主な取組	今後の取組（方向性）
★ICT活用による業務効率化の検討	・県立学校については、ICT活用実践事例集の発行や各種研修・教育課程研究協議会等の開催等を通じて、ICTの効果的な活用や優良事例等を周知し、ICTを活用した授業改善、業務効率化を進めた。 ・市町村立学校については、「熊本の学び」ステップアップ研修や指導主事連絡協議会等を通じて、ICTの効果的な活用や優良事例等を周知し、ICTを活用した授業改善、業務効率化を進めた。 - また、市町村立学校におけるICT活用の更なるレベルアップを図るため、「熊本県GIGAスクール構想推進連絡協議会」を設置・開催し、優良事例や県の施策等の共有を図った。 ・県立学校・市町村立学校におけるICTを活用した働き方改革の取組状況・課題等に関する調査を実施し、改善に向けた取組みの検討、市町村への訪問支援等を実施した。 ・県立学校・市町村立学校について、eラーニングシステムやテレビ会議システムを活用した研修の実施を推進するため、各学校での遠隔授業やオンデマンドによる授業の支援を継続して行った。	・引き続き、県立学校・市町村立学校について、各種研修・協議会等を通じて、ICTの効果的な活用や優良事例等を周知し、ICTを活用した授業改善、業務効率化を推進していく。 - また、県立学校・市町村立学校におけるICTを活用した働き方改革の取組状況・課題等を適切に把握し、改善に向けた取組みの検討、市町村への支援等を行っていく。 ・引き続き、eラーニングシステムやテレビ会議システムを活用したオンライン研修を推進し、学校現場の負担軽減と業務効率化を図っていく。また、スクールサポート研修等により、学校のニーズに合わせた各種研修、助言等を行っていく。
★学校行事・学校運営の見直し検討	・部活動について、県立学校については、全県立高校で運動部・文化部ともに部活動の方針が策定されており、各種研修会等で方針に沿った活動を徹底するよう周知した。また、適正な数の部活動設置を促すとともに、部活動指導員の活用も含めた複数顧問制の推進を図った。 - 市町村立学校については、文化部活動の指針が未策定の14市町村教育委員会に対し、指針の策定や適正な部活動の実施について指導し、令和4年度末には未策定の市町村が5町となった。 ・勤務時間外の留守番電話やメール等による連絡対応について、県立学校については、働き方改革取組チェックシートを活用して、取組の推進を依頼した。 ・県立学校・市町村立学校への学校訪問等について、一部オンラインで開催したり、現地訪問についても時間の短縮や、訪問の内容や学校参加者を絞ることにより負担軽減を図った。 ・従来現金を学校で納付することとしていた県立高校の入学金について、令和3年度から導入した金融機関での納付に加え、令和4年度からコンビニエンスストアでも納付が可能となり、事務手続きの負担軽減を図った。	・部活動について、県立高校については、研修会等を通じ、令和5年度中に全ての県立学校で部活動の指針・方針に沿った活動となるよう引き続き周知徹底を図っていく。 - また、指針等が未策定の市町村教育委員会に対しては、策定について指導を徹底していく。 ・勤務時間外の連絡対応について、令和5年度中に全ての県立学校で、学校の状況に応じた留守番電話等による体制を整備するよう周知徹底を図っていく。 - また、学校からの連絡や欠席連絡については、令和5年度中に、全県立高校・全県立中学において、学校・保護者間の連絡のためのアプリを導入し、デジタル化による業務削減・効率化を図っていく。【再掲】。 ・引き続き、学校訪問をはじめ、学校の負担軽減が図られる取組みを推進するため、教育委員会事務局内への好事例発信等を実施していく。

⑤ 保護者等の理解促進

	主な取組	今後の取組（方向性）
★各種団体への行事の精選、大会の見直しなどの協力要請	・学校関係団体に対して、働き方改革推進プランに係る令和3年度の検証結果を送付するとともに、学校に対する調査や教職員を対象とした会議への参加・協力の見直しを依頼した。	・今後も、働き方改革推進プランの取組みの進捗に関する検証結果を共有するなど、引き続き、機会を捉えて協力を要請していく。
★各校の学校運営協議会、PTA総会等への働き方改革取組状況の報告	・全ての県立学校において学校運営協議会等で働き方改革の取組状況について報告するなど、保護者や地域の理解を促進する取組みが行われており、引き続き、働き方改革取組状況チェックシートを活用し、取組みを促進するよう各学校へ依頼した。	・引き続き、各学校の取組状況を把握しながら、各学校の取組みが推進されるよう、働きかけを行っていく。
保護者への部活動見学や講演会等の学校情報の積極的な提供	・県立学校について、ホームページ、メール、広報誌等を活用した学校情報の積極的な提供について、学校評価の評価項目に設定し、各校の状況に応じて情報発信を行った。また、取組み後は、チェックシートを活用しセルフチェックを行い、学校運営協議会等へ報告した。	・令和5年度中に、全ての県立学校で保護者への学校情報の積極的な提供が行われるよう、周知徹底を図っていく。

⑥ 教職員の健康サポート

	主な取組	今後の取組（方向性）
ストレスチェックによる健康リスクの把握、公立学校共済組合が実施するメンタルヘルス相談・メンタルケアサポートの周知	・公立学校共済組合が実施するメンタルヘルス相談やメンタルケアサポート等について教職員に周知するとともに、校長会議において、管理職も含めた積極的な活用を促した。	・会議・研修等の機会を捉えて、引き続き、周知・徹底していく。
衛生委員会の活性化、労働安全衛生法の周知	・県立学校については、労働安全衛生に係る規程や衛生委員会の設置や審議の必要性等について、新たにチラシを作成し、職員への周知を図るとともに、通知や校長会等において衛生委員会の体制整備・運営等の更なる充実について依頼した。 また、校長を対象に、安全配慮義務やメンタルヘルス対策の具体的な事例等を含め、学校における安全衛生管理者研修を実施した。 ・市町村立学校については、衛生推進者や長時間労働者に対する面接指導体制の必要性等について、新たにチラシを作成し、市町村教育委員会に提供し、各学校で研修を実施するよう依頼した。 ・県立学校・市町村立学校について、令和4年度に改定した「学校現場の業務改善事例集」に学校における労働安全衛生体制の必要性を掲載し、教職員への周知を図った。	・県立学校については、会議・研修等の機会を活用するなど、周知徹底を図っていく。 ・市町村立学校については、新任校長を対象に安全衛生管理者研修会を実施していく。

3 県立学校における取組状況

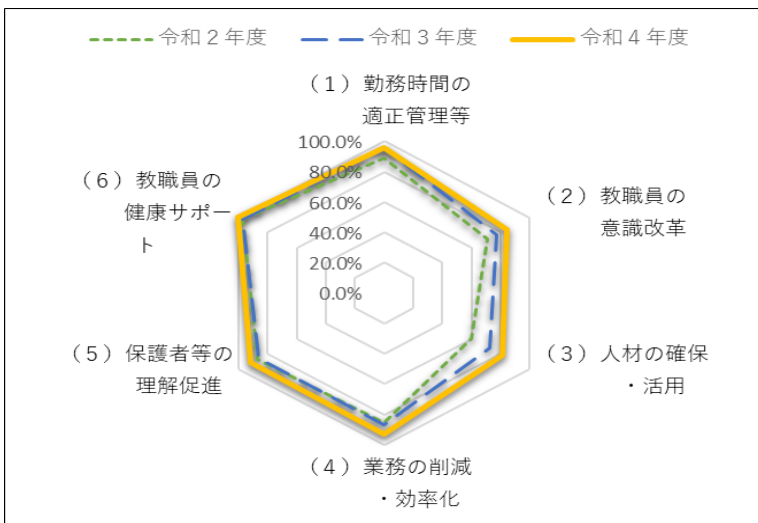
県立学校では、働き方改革取組チェックシートにより自校の取組状況のチェックを行い、県教育委員会に提出します。令和4年度における学校の取組状況は、次のとおりでした。

「（１）勤務時間の適正管理等」「（４）業務の削減・効率化」、「（５）保護者等の理解促進」の取組みは9割を超えました。

「（６）教職員の健康サポート」の取組みは、全ての県立学校で実施されました。

「（２）教職員の意識改革」については、校内研修やノー残業デーの取組みが広がり、前年度より数値が向上しました。

「（３）人材の確保・活用」については、全ての県立学校で、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等が活用されるなど、それぞれの取組みについて、前年度より数値が向上しました。



【 令和4年度働き方改革取組チェックシート集計結果 】

方針	取 組 内 容	達成度	平均
(1)勤務時間の適正管理等	1 タイムカード等による勤務時間の適正管理及び自己管理	100.0%	96.1%
	2 勤務時間の割振りに関する検討の実施	92.8%	
	3 上限方針第4「学校が講ずる措置」について適切に実施（「No.4」の検証以外）	91.6%	
	4 時間外在校等時間の上限時間を超えた場合の課題の検証	100.0%	
(2)教職員の意識改革	5 職員全体の働き方改革の意識を高めるための場の設定（校内研修など）	90.4%	84.2%
	6 年次有給休暇15日以上取得促進	54.8%	
	7 学校閉庁日の設定（4日以上）★	100.0%	
	8 ノー残業デーの設定★	79.5%	
	9 学校評価に業務改善や働き方改革に関する評価項目を設定及び全職員への周知★	100.0%	
(3)人材の確保・活用	10 教職員のアイデアを活かした改革の推進（アイデア発表や共有の場の設定など）	80.7%	81.2%
	11 ボランティアの活用★	26.5%	
	12 地域人材の活用（部活動指導員や外部指導者）★	80.6%	
	13 スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等の活用	100.0%	
	14 教職員の負担軽減に繋がる業務を担う人材（ICT支援員、特別支援学校サポーター等）の活用	100.0%	
(4)業務の削減・効率化	15 若手教員等のサポート	98.8%	92.6%
	16 ICTを活用した会議・研修の効率化（ゆうnetによる情報共有、テレビ会議システムの活用など）	99.4%	
	17 ICTを活用した教材や資料の共有化（授業準備の負担軽減）	95.2%	
	18 学校で設定した項目について、職員のアイデアを引き出す工夫を行いながら具体的な取組みの実施	87.3%	
	19 教務支援システムの活用★	100.0%	
	20 校務支援システムの活用	98.8%	
	21 留守番電話やメールなどによる時間外対応★	93.4%	
	22 学校行事の精選・見直し	95.2%	
	23 分掌事務のマニュアル化	81.3%	
	24 部活動指針・部活動方針に沿った活動時間や休養日確保★	95.9%	
(5)保護者等の理解促進	25 特定の教職員に負担がかからない工夫（業務の平準化）	79.5%	92.0%
	26 働き方改革の取組に関する保護者向け協力依頼文書の発出	77.1%	
	27 保護者への部活動見学会や講演会等の学校情報の積極的な提供★	98.8%	
(6)教職員の健康サポート	28 学校運営協議会やPTA総会等における働き方改革取組状況の報告★	100.0%	100.0%
	29 公立学校共済組合が実施するメンタルヘルス相談・メンタルケアサポートの周知	100.0%	
	30 衛生委員会の活性化、労働安全衛生法の周知	100.0%	

★印は、プランの評価指標としている項目

V 今後の展開

令和4年度については、各学校において、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、日常化に向けた教育活動が活発になる中で、県教育委員会では、民間コンサルタント等のアドバイザーの派遣による学校の業務改善や、教職員の業務を支援する外部人材等の配置拡充等による負担軽減に取り組みました。また、ICTを活用した業務の削減・効率化に向けて、教務支援システムの導入等のほか、1人1台端末の活用促進のための研修や指導主事の派遣等による支援等にも取り組みました。

そうした中で、令和4年度の教職員の時間外在校等時間については、プラン策定時の数値（令和元年度の実績）に比べると減少しているものの、毎年の減少幅は鈍化傾向にあり、国が指針として定めている上限月45時間を超える教職員の割合も、依然として、県立学校で24.1%、市町村立学校で31.7%に上っています。

このため、今後、更なる働き方改革に取り組み、教職員の尚一層の負担軽減を図っていく必要があります。特に、近年全国的な課題となっている教員不足は、本県においても待ったなしの喫緊の課題であり、その早期解消を図るためにも、「できることは全て行う」という決意のもと、働き方改革に全力で取り組むことが必要です。

令和5年度は、本プランの最終年度であることから、プランで設定している評価指標の達成に向けて、勤務時間の適正管理、教職員の意識改革、人材の確保・活用、業務の削減・効率化、保護者等の理解促進、教職員の健康サポートに係る取組みを加速していきます。

また、本プランの推進に向けて令和3年度に設置した「働き方改革推進プロジェクトチーム」においては、学校の負担が大きい6項目（校務のICT化、学校徴収金、給食費の公会計化、課外、農場管理、部活動）に重点的に取り組み、県立学校において、ICTを活用したシステム等の導入（学校徴収金を含む）、給食費の公会計化、早朝課外の廃止、部活動改革等の成果を上げており、今年度も、更なる成果の創出に向けて、取組みを加速していきます。

さらに、令和6年度以降の次期プランの策定に向けた検討において、更なる学校における働き方改革の在り方等に係る国の議論の動向等を踏まえるとともに、県内の教職員を対象としたアンケートの実施等により、学校現場の意見を適切に反映しながら、より実効性のある取組みを検討し、市町村教育委員会や関係機関等と連携して、実施可能なものから早期に取り組んでいきます。